

住宅

大地震はいつ発生しても
不思議ではありません！！

の耐震性を高めましょう。



大地震が起きたとき、現在の耐震基準を満たさない建築物は、倒壊などの被害を受ける恐れがあります。

倒壊による火災の発生や延焼による被害の拡大なども想定されます。

大切な家族の
命や財産を守るため

災害に強い
まちづくりのため



建築物の地震に対する
安全性を確保することが
求められています。



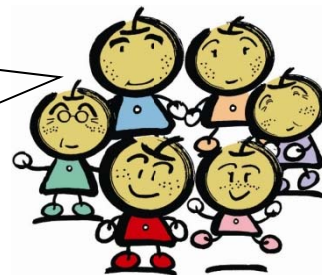
住宅は、新築された時期や壁の配置、経年劣化の進み具合等により耐震性能が異なります。

特に昭和56年5月以前に着工した旧耐震基準で建設された住宅については、耐震診断により耐震性を確認し、必要に応じて補強などの耐震改修について検討することが必要になります。

市では、耐震診断・耐震改修の促進を図るため、住宅の耐震診断や耐震改修を行う方に、費用の一部を補助しています。利用される方は、必ず事前に申請が必要です。

戸建住宅の耐震診断、戸建住宅の耐震改修工事、
マンションなどの耐震診断の補助制度があります。
詳細はお問い合わせください。

※昭和56年5月以前に着工した住宅が対象



安全に安心して長く住み続けるためにも、これらの制度を活用して住宅の耐震性を高めましょう！

問い合わせ先：白井市役所 建築宅地課

電話047-492-1111（代表）